

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

渡切り出張旅費

Q：当社には、出張旅費や日当に関する社内規定がありませんが、社長が出張する際には、1泊2万円、日当5千円を支給しています。この出張旅費等の取扱いについて教えてください。

A：出張旅費として相当と認められる金額は、旅費として損金算入が認められます。

【解説】

所得税では、給与所得者が旅費の支給を受けた場合、その旅費が、勤務する場所を離れてその職務を遂行するための旅行に充てるためのもので、その旅行に通常必要であると認められるものについては、非課税とされています。具体的には、一定の事項を勘案した支給基準に基づいて支給される旅費であれば、実費精算を行わなくても非課税となります。

ご質問の場合、出張旅費や日当に関する社内規定がないということですから、原則としては給与課税が行われますが、その支給額が、通常必要と認められる範囲内であり、継続的に支給しているものであれば、非課税として取り扱われるものと思います。

また、法人税では、旅費規定の有無にかかわらず、出張旅費として相当と認められる金額は、旅費として損金算入が認められます。

しかし、出張旅費として通常必要と認められる金額を超える支給がされた場合には、その支給した金額の全額が給与として取り扱われます。したがって、それが役員に対する支給であれば、役員賞与となり全額が損金の額に算入されません。

